

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 環境部 環境保全課

番号 34

不利益処分の内容		飲食店営業に係る深夜における営業時間の変更の命令
根拠法令及び条項		神奈川県生活環境の保全等に関する条例第56条第3項
処分 基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>平成9年10月1日設定基準</p> <p>神奈川県公害防止条例第39条の3第2項中「外部騒音により公害が生じていると認めるとき」とは、おおむね次の条件を客観的にすべて満している場合等をいう。</p> <p>(1) 飲食店営業が誘因となって発生する飲食店の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等による騒音が生じていること。</p> <p>(2) 上記(1)の騒音により精神的、身体的な騒音公害被害を受けている者がいること。</p> <p>(3) 騒音の聞こえる範囲内で、現に苦情者が生活を営んでいること。</p> <p>(4) 深夜における営業を続ける限り、通常繰り返し起きるものと認められること。</p> <p>平成10年4月1日設定基準</p> <p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例第56条第2項中「外部騒音により公害が生じていると認めるとき」とは、おおむね次のとおりをいう。</p> <p>(1) 当該騒音が、飲食店の周囲の暗騒音を超える等、付近の静穏を著しく害する程度以上であって、2時間の範囲内において、自動車の発停車音又はドアの開閉音が5～6回程度以上あるものとし、また、当該飲食店の利用客が同飲食店の出入口周辺で長時間にわたって大声を出して会話や歌を歌うなどの行為をして周辺住民の安眠を妨害している。</p> <p>(2) 深夜における営業を続ける限り、当該騒音が繰り返し行われる可能性が大きい。</p> <p>(3) 当該飲食店に係る被害を訴える者が、その地域に現存している。</p>
	参考事項	神奈川県生活環境の保全等に関する条例関係規程集 平成15年度 (社)神奈川県環境保全協議会
	設定等年月日	平成9年10月1日設定 (平成10年4月1日最終変更)